業務委託契約書

委任者　　　　　　　　　　（以下、甲という。）と、

受任者　　　　　　　　　　（以下、乙という。）は、

乙の業務に関して以下の通り契約を締結した。

第1条　　委任業務（以下業務という）の範囲

1. ◯◯◯◯様、◯◯◯◯様の一次相続・二次相続対策に関するアドバイス
2. 遺言作成に関するサポート
3. 生前贈与に関するサポート

　　　4.　　不動産の調査・有効活用に関するアドバイス

　　　5.　　保険設計・資産運用に関するプラン作成、アドバイス

　　　6.　　プラン作成および実効に必要な他の専門家の斡旋、コーディネート

　　　7.　　電話・メールなどによるアドバイス（随時）

　　　8.　　前記に掲げる項目以外の業務については、別途協議する

第2条　　契約期間

　　　　平成◯◯年◯◯月◯◯日から平成◯◯年◯◯月◯◯日までとする。
 その後の期間延長については甲乙協議のうえ決定する。

第3条　　報酬の額

1.　業務委託報酬として金250,000円

2.　乙が第1条に定める業務に伴い資料の収集その他特別な事務に従事する場合には、

　　甲は乙に日当、旅費及び宿泊料を別に支払う。

3.　第1条に定める業務とは別に特別のノウハウ等を必要とする個別業務を行った場合に

　　は、甲は乙に対し顧問料のほかに、別途報酬を支払うものとする。

4.　前各項の報酬額には別途消費税が付加される。

5.　報酬の額は甲乙協議のうえ改定することができる

第4条　　支払い方法

1. 報酬の支払いは、平成◯◯年◯◯月◯◯日までに指定口座に振り込むものとする。
2. 個別業務の報酬の支払いは、乙の業務終了後10日以内に乙の指定口座に振り込むものとする。

振込口座　富山銀行　不二越町支店　普通　◯◯◯◯◯◯　　ライブリッジ　川口　宗治

第5条　　必要的情報開示事項

乙は、以下に明示する資格、権限及び立場などに基づいて、甲のために第1条に定める業務を行う。

1. 相続診断士、生命保険募集人
2. 甲の代理人として行動する場合は、委任状等により代理人としての権限を明確にすること。
3. 乙は甲の立場に立ってコンサルティングを行い、甲から報酬を得る。ただし、コンサルティングに伴いプランを実行することにより、コミッションその他の経済的利益を乙が得ることもある。

第6条　　資料等の提供

1. 乙は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、資料等という。）を甲に請求することができるものとする。
2. 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、速やかに提出協力するものとする。

資料の提出が遅れることによって生じる不利益については、乙はその責を負わない。

1. 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益については、乙はその責を負わない。

第7条　　資料等の提供

1. 乙は、委任遂行にあたり、取りうる処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、ならびに相対的な判断を行う必要があるときには、甲に説明し、承諾を得なければならない。
2. 甲が前項の乙の説明を受け承諾したときには、当該項目につき後に生じる不利益については、乙はその責を負わない。
3. 社会・経済状況、税制、法律などの予期できない変化により生じた損害については、乙はその責を負わない。

第8条　　秘密保持業務

　　　乙は、甲の個別の同意なく、甲の秘密情報を開示してはならない。ただし、正当な法的手続きにより要求された場合、自身が非行を犯したとの非難に対し防御する場合及び甲と乙の間の民事抗争に関する場合はこの限りではない。

　　　本条は第2条の期間終了後も3年間有効とする。

第9条　　利益相反事項等

1. 乙が、甲に業務を提供するにあたり利益相反が生じる恐れがある場合、乙は甲のために当該業務を提供しない。利益相反事項が契約期間中に発生した場合は、乙は直ちに当該事項を甲、その他関係者に開示し、当該事項については業務範囲外とする。
2. 乙は利益相反事項に該当しなくとも、甲の利益を損なう可能性がある業務については、甲と協議を行うものとする。

第10条　　協議

　　　　本契約に定めのない事項ならびに本契約の内容につき変更が生じるような場合には、

　　　甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第11条　　その他特記事項

本契約書を締結するにあたり、乙は甲に契約書内容を説明し、甲はこれを承諾したので、

本契約書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保持する。

　　　　年　　　月　　　日

委任者（甲）　　　住所

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

受任者（乙）　　　住所

　　　　　　　　　氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印